

# 甲賀市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

平成 29 年 2 月 20 日版

## <質問項目一覧>

### 【事業所定員の考え方について】

問 1 現在、通所介護と介護予防通所介護を行っているが、通所型サービス（現行相当）や通所型サービスAを実施する場合の定員の考え方はどうなるのか。

### 【市民啓発について】

問 2 市民向けの説明会の予定はあるか。

問 3 ケアマネジャーから利用者に説明する際のリーフレット等はいただけますか。

### 【利用者との契約について】

問 4 現在、予防給付のサービスを利用されている利用者については、4月からの総合事業のサービスへ移行されるにあたり、新たに契約をやり直す必要があるのか。

### 【市外事業所のサービス利用について】

問 5 市外の事業所のサービス利用は可能ですか。

### 【介護予防ケアマネジメントについて】

問 6 介護予防ケアマネジメント費の請求方法は。（二号の生活保護の場合も含め）

### 【事業所指定について】

問 7 みなし指定の指定基準日について、デイサービスセンターとしてH24.4.1に指定を受け、その後H28.4.1にサテライト事業所（デイサービスセンター）を新たに開設した。サテライト事業所の指定基準日は、どちらになるのか。

また、みなし指定なしの場合、総合事業のサービス事業を受ける場合、申請は不要か。

問 8 総合事業の指定を受けた事業所一覧表の配布予定はあるか。

### 【訪問型サービスについて】

問 9 訪問型サービスAについて、実施者として訪問介護事業所以外の団体等を中心に想定しているのか、それとも訪問介護事業所を中心に想定しているのか。

2月9日の説明会は、ほとんどが介護保険事業所であったが、その他の団体等にも広く周知されたのか。また、別に開催予定があるのか。

問 10 訪問型サービス（現行相当）の対象者として、

- ・すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース
- ・身体介護が必要なケース

としているが、すでに予防サービスを利用されている利用者で、生活援助のみの方については、総合事業移行後は例外なく訪問型サービスAに移行となるのか。それとも、認知機能の低下等で訪問介護員によるサービスが必要な場合などは、身体介護が不要であっても訪問型サービス（現行相当）となる場合があるのか。

また、訪問型サービス（現行相当）か訪問型サービスAを判断、決定するのはどこか。

問 11 訪問型サービスAの（Ⅰ）30分未満、（Ⅱ）30分以上1時間以内の時間について、事業所独自の時間設定として、（Ⅰ）は15分、（Ⅱ）は30分などとすることは可能か。

問 12 訪問型サービスAの事業所指定を受けた場合、現在予防給付で生活支援サービスを利用されている利用者だけに訪問型サービスAを提供し、新規利用者の受入を行わないという運営方法は可能か。

### 【人員・運営基準について】

問 13 個別サービス計画の策定は必須か、それとも必要に応じてか。

問 14 モニタリングは必須か、それとも必要に応じてか。

問 15 人員基準のみの緩和であり、運営基準や設備基準については緩和されていないと考えてよいか。

**【定款について】**

問 16 定款について、「事業の目的として定款へ位置づける際には事業名は、・・・」と説明会資料にあるが、定款への位置付けは必須か。必須でないとなれば、どのような場合に定款への位置付けが必要となるのか。

**【従事者研修について】**

問 17 従事者研修について、4 月中に開催予定とのことだが、その後の開催スケジュール及び開催頻度は。

**【その他】**

問 18 現段階においては、要介護 1 及び 2 は視野に入れなくていいのか。今後は総合事業の中で検討されるのか。

## <回答>

### 【事業所定員の考え方について】

問1 現在、通所介護と介護予防通所介護を行っているが、通所型サービス（現行相当）や通所型サービスAを実施する場合の定員の考え方はどうなるのか。

（答）

定員の考え方としては、通所介護と介護予防通所介護及び通所型サービス（現行相当）の合計を利用定員と考えます。また、これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者で利用定員を定める必要があります。

したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、通所介護と介護予防通所介護及び通所型サービス（現行相当）の利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となりますので、適正なサービス提供をお願いします。

（参照）国の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A

【平成27年8月19日版】P13 問12

### 【市民啓発について】

問2 市民向けの説明会の予定はあるか。

（答）

現在の利用者については、認定の更新時等に、また、新規利用者については申込時に地域包括支援センター職員やケアマネジャーより説明を行うこととしており、市民向けの説明会を行う予定はありませんが、希望があれば出前講座等で対応します。

問3 ケアマネジャーから利用者に説明する際のリーフレット等はいただけますか。

（答）

現在準備中であり、準備ができ次第、居宅介護支援事業所へ配布する予定です（3月中予定）。併せてホームページへの掲載も行います。

### 【利用者との契約について】

問4 現在、予防給付のサービスを利用されている利用者については、4月からの総合事業のサービスへ移行されるにあたり、新たに契約をやり直す必要がありますか。

（答）

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の利用者については、4月以降利用者の認定更新時に新たに契約をする必要があります。現在ご使用の契約書、重要事項説明書等のサービス名の修正をお願いします。

### 【市外事業所のサービス利用について】

問5 市外の事業所のサービス利用は可能ですか。

（答）

みなし指定の事業所については、全市町村にみなしの効力がおよぶことから、他市の訪問型サービス（現行相当）及び通所型サービス（現行相当）の利用は可能です。ただし、みなし指定の有効期間が終了する平成30年3月31日以降もサービスを利用する場合は、当該事業所が甲賀市へ更新申請を行っているか確認してください。指定事業所情報は市ホームページに掲載する予定です。

みなし指定のない市外の事業所については、甲賀市の指定を受けていただくことで訪問型サービス（現行相当）及び通所型サービス（現行相当）の利用は可能です。

### 【介護予防マネジメントについて】

問 6 介護予防ケアマネジメント費の請求方法は。(二号の生活保護の場合も含め)

(答)

請求方法については、二号の生活保護の場合も含め、今まで同様、市へ直接請求いただくこととなりますが、説明会資料のプレゼン資料P20のように介護予防マネジメント費（総合事業のみ利用）と介護予防支援費（給付サービス単独または併用）に分けて請求いただく形となります。請求の詳細については、4月当初にお知らせします。

### 【事業所指定について】

問 7 みなし指定の指定基準日について、デイサービスセンターとしてH24.4.1に指定を受け、その後H28.4.1にサテライト事業所（デイサービスセンター）を新たに開設した。サテライト事業所の指定基準日は、どちらになるのか。

また、みなし指定なしの場合、総合事業のサービス事業を受ける場合、申請は不要か。

(答)

サテライト事業所については、本体事業所に付随するものなので、本体事業所同様に総合事業のみなし指定が適用されることから、サテライトの基準日も、デイサービスセンター（H24.4.1指定）の指定日が、指定基準日となります。

みなし指定なしの事業所については、現行相当及び緩和型に関わらず、指定申請が必要になります。

問 8 総合事業の指定を受けた事業所一覧表の配布予定はあるか。

(答)

指定した事業所については、市のホームページ上に一覧を掲載する予定です。

### 【訪問型サービスについて】

問 9 訪問型サービスAについて、実施者として訪問介護事業所以外の団体等を中心に想定しているのか、それとも訪問介護事業所を中心に想定しているのか。

2月9日の説明会は、ほとんどが介護保険事業所であったが、その他の団体等にも広く周知されたのか。また、別に開催予定があるのか。

(答)

実施者として介護保険サービス事業所を想定しており、今後検討する住民主体のサービスB等を創設するに当たり、団体等も検討してまいります。

問 10 訪問型サービス（現行相当）の対象者として、

- ・すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース
- ・身体介護が必要なケース

としているが、すでに予防サービスを利用されている利用者で、生活援助のみの方については、総合事業移行後は例外なく訪問型サービスAに移行となるのか。それとも、認知機能の低下等で訪問介護員によるサービスが必要な場合などは、身体介護が不要であっても訪問型サービス（現行相当）となる場合があるのか。

また、訪問型サービス（現行相当）か訪問型サービスAを判断、決定するのはどこか。

(答)

どのサービスを利用するかについては、介護予防ケアマネジメントを行う中で、ケアマネジャーと利用者が相談し、利用者本人の希望を加味しながら、目標達成に向けてどのサービスを利用するのが望ましいかを判断します。

問 11 訪問型サービスAの（Ⅰ）30分未満、（Ⅱ）30分以上1時間以内の時間について、事業所独自の時間設定として、（Ⅰ）は15分、（Ⅱ）は30分などとすることは可能か。

(答)

単価設定の範囲であれば事業所独自の設定は可能ですが、利用者との契約時にサービス内容やサービス提供時間を掲載した重要事項等を使用し説明を行い、本人の同意を得たうえでサービスを開始する必要があります。これらを踏まえて適正な運用をお願いします。

問 12 訪問型サービスAの事業所指定を受けた場合、現在予防給付で生活支援サービスを利用されている利用者だけに訪問型サービスAを提供し、新規利用者の受入を行わないという運営方法は可能か。

(答)

運営基準で提供拒否の禁止を規定していることから、事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないとなっています。

「正当な理由」とは、以下のような場合を想定しています。

- ①事業所の現員では利用申込に応じきれない場合
  - ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合
  - ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- 当該運営方法は、上記に該当しないことから、適正な運用をお願いします。

### 【人員・運営基準について】

問 13 個別サービス計画の策定は必須か、それとも必要に応じてか。

(答)

運営基準でお示したように、個別サービス計画の作成をお願いします。

問 14 モニタリングは必須か、それとも必要に応じてか。

(答)

介護予防サービスと同様に必要です。

問 15 人員基準のみの緩和であり、運営基準や設備基準については緩和されていないと考えてよいか。

(答)

訪問型サービスについては、現行相当、サービスAともに共通の運営基準や設備基準になります。通所型サービスについては、設備基準におけるサービスを提供するために必要な場所が緩和されています。

### 【定款について】

問 16 定款について、「事業の目的として定款へ位置づける際には事業名は、・・・」と説明会資料にあるが、定款への位置付けは必須か。必須でないとなれば、どのような場合に定款への位置付けが必要となるのか。

(答)

事業として行うので定款への位置付けは必要となりますが、法人の形態により標記方法が異なりますので、貴事業所の定款をご確認ください。

なお、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日までは事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

(例) 社会福祉法人の場合、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、総合事業の第1号訪問事業や第1号通所事業を含んだ表現であるため変更の必要はありません。

(例) 現在の定款が「介護予防訪問介護事業」や「介護予防通所介護事業」という、介護保険法の予防給付の名称で規定している場合は、第1号訪問事業、第1号通所事業を含まない表現であるため、変更の必要があります。

### 【従事者研修について】

問 17 従事者研修について、4 月中に開催予定とのことだが、その後の開催スケジュール及び開催頻度は。

(答)

現在のところ、年 2 回程度の開催を予定していますが、受講希望者等の状況に応じて検討します。開催スケジュールおよび日時については、追ってお知らせします。

### 【その他】

問 18 現段階においては、要介護 1 及び 2 は視野に入れなくていいのか。今後は総合事業の中で検討されるのか。

(答)

現在、国において協議されている段階であり、今後、国の制度改正の状況を見ながら検討していきます。

厚生労働省ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」に以下掲載  
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」  
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q & A  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>